

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第484号)

平成19年2月13日

横 情 審 答 申 第 484 号

平 成 19 年 2 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏 様

横 浜 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

会 長 三 辺 夏 雄

横 浜 市 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 第 53 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 諮 問
に つ い て (答 申)

平 成 18 年 8 月 3 日 都 地 第 1064 号 に よ る 次 の 諮 問 に つ い て 、 別 紙 の と お り 答 申 し ま す 。

「 地 区 地 権 者 リ ス ト の う ち 本 人 の 部 分 」 の 個 人 情 報 非 利 用 停 止 決
定 に 対 す る 異 議 申 立 て に つ い て の 諮 問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「 地区地権者リストのうち本人の部分」に記録された異議申立人の地積情報を非利用停止とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「 地区地権者リストのうち本人の部分」に記録された異議申立人（以下「申立人」という。）の地積情報（以下「本件個人情報」という。）の個人情報利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成18年6月15日付で行った非利用停止決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非利用停止理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第43条第1項第1号及び第2号に規定する利用停止の要件に該当しないため非利用停止としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件個人情報が記録されている地権者リストは、住民が地区計画等の案を検討するため、横浜市が法務局に備え付けられている登記簿から必要な情報を選択し、一覧表にまとめたものである。

情報の入手に当たっては、不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条に基づき、法務局に申請の上、登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面の交付を受けている。したがって、本件個人情報の収集方法は、条例第8条に規定する個人情報の本人外収集に当たるが、本件個人情報については同条第1項第3号の出版、報道等により公にされている情報に当たり、また、本件個人情報を取り扱う事務については、開始に当たって条例第6条に基づいた届出を行い、横浜市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）にも報告しており、適法に取得している。

当該保有個人情報の項目は、「氏名、住所、財産（地番、地積、権利）」であり、その利用目的は、地元のまちづくり団体が地権者に意向調査や各種の情報提供を行えるよう、地元のまちづくり団体に地権者リストを提供すること、横浜市が地区計画の提案を受けた際、最終意向調査の賛同の状況を確認することである。

当該保有個人情報については、条例第7条の規定に基づき所掌事務を遂行するため必要最小限のものとしており、その事務利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有していない。

また、上記事務利用目的の範囲内で利用及び提供していることから条例第10条に定める目的外の利用及び提供にも該当しない。

以上のことから、本件個人情報は利用停止の要件に該当しないため、非利用停止決定とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 個人情報の内容

横浜市は、登記簿の個人情報は出版、報道等により公にされている情報に当たるとしているが、登記簿謄本の情報は個人の重要な財産権の情報とあり、さらに、乙部には個人の抵当権の負債状況が記載されている。これらの重要な個人情報が条例で対象外となるのであれば、条例の目的である個人の権利利益を保護できない。国土交通省の研究会である「不動産業における個人情報保護のあり方に関する研究会」の報告書には、不動産登記簿、固定資産税台帳の情報は公開されている情報であっても「個人情報に該当しうる」と記載されている。民間の不動産業に対するガイドラインであり、横浜市の条例で全く同一の解釈が成り立つとはいえない面もあるが、出版、報道等で公にされている情報との横浜市の解釈は飛躍がありすぎる。

次に、横浜市は、個人情報の利用の開始に当たり、条例第6条に基づいた届出を行い、審議会に報告しており、適法に取得しているとしているが、どのような個人情報の利用の届出を行っているか明確になっていない。財産（地番、地積、権利）の情報を地権者リストとするには疑問も生じる。本内容については、本件利用停止請求の回答でも審議会に報告した個人情報の内容は開示されなかったため、実施機関が審議会に報告して内容を精査し、審査会で利用目的の範囲内での利用かの判断をお願いしたい。

(2) 財産の内容を含む個人情報の地元まちづくり団体への提供

横浜市は、個人の財産（地番、地積、権利）の個人情報を住民団体である地元のまちづくり団体に提供しているが、情報開示に当たり守秘義務の誓約書の提出、情報を開示する住民団体の個人の特定を行っていない。また、地元のまちづくり団体

は毎年構成メンバーも変わっており情報の漏洩が発生した場合特定できる処置を行っていない。さらに、一般の個人住宅等に市が保有する個人情報保管されており、盗難等に対する処置が十分とは考えがたい。国の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）では求められている個人情報の保管状況の確認を行っておらず個人情報が窃用される恐れがある。また、地元まちづくり団体に個人の財産の情報を提供、利用することは事務利用の範囲を超えると判断されるため、当該個人情報のうち財産に当たる個人情報の提供の停止をお願いしたい。

5 審査会の判断

(1) 実施機関の地権者情報の利用状況について

実施機関は、平成16年度から、横浜市身近なまちのルールづくり支援制度要綱（当時。以下「旧要綱」という。）第3条第1項第3号に基づき、まちづくり団体が行う地権者への意向調査や情報提供の活動を支援するため、不動産登記簿から地区計画を予定している地区の地権者の個人情報を取得して地権者リストを作成し、当該地区のまちづくり団体に提供していた。

また、実施機関は、まちづくり団体から提出された地区計画の地元案について、地権者の賛同状況を評価・確認する業務に地権者リストを使用している。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、本件地権者リストに記録された申立人の地積情報である。

実施機関は、不動産登記簿から取得した本件地権者の個人情報を本件地権者リストにまとめ、平成16年11月に本件まちづくり団体に提供した。本件地権者リストは、平成18年8月18日に、本件まちづくり団体から返却され、その後、実施機関により、本件地区計画地元案に対する本件地権者の賛同状況を評価・確認する業務に使用され、現在も、実施機関において、引き続き、保有されていることが認められる。

(3) 本件利用停止請求について

申立人は、本件利用停止請求書に、「地区計画活動で開示が認められた内容は地権者リスト(氏名、地番、住所、共有の場合の持分比率)とのことですが、空欄の項に敷地面積が記載されており、個人情報保護審議会が認めた内容か確認頂き、認めていない場合、利用停止をお願いします。」と記載していることから、申立人は、本件個人情報について、利用の停止及び提供の停止の措置を請求しているものと解される。また、当審査会が本件地権者リストを見分したところ、地積情報が記録されていることが認められるため、これが申立人のいうところの敷地面積のことであ

ると解釈した。

(4) 利用の停止の要否（条例第43条第1項第1号該当性）について

まず、条例第43条第1項第1号に規定する利用の停止の要件の該当性について判断する。

条例第43条第1項本文及び同項第1号並びに第45条は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報」「・・・実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第10条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」「のいずれかに該当すると思料するときは・・・実施機関に対し、」「当該保有個人情報の利用の停止又は消去」の「措置を請求することができる」、「実施機関は・・・当該利用停止請求に理由があると認めるときは・・・当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止（利用の停止の措置又は消去の措置）をしなければならない。・・・」と規定している。

ア 取得の適法性について

(ア) 条例第8条第1項は、「実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」と規定し、同項第1号から第8号までにおいて、例外事項を列挙している。そのうちの第3号は、「出版、報道等により公にされているとき。」と規定している。

(イ) 実施機関は、申立人の地積情報は不動産登記簿から取得したものであるから、条例第8条第1項第3号の規定に該当すると説明しており、それに対し、申立人は、異議申立書において、個人の重要な財産権の情報である不動産登記簿の情報が出版、報道等により公にされている情報に当たるといふ実施機関の解釈は飛躍がありすぎると主張している。

(ウ) しかし、不動産登記法第119条第2項では、「何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面の交付を請求することができる。」と規定されていることから、不動産登記簿の情報は、公にされている状況にあると解することが適当であり、条例第8条第1項第3号に該当するものであるといえる。

また、地積情報は不動産登記簿に記録されている情報であり、さらに、土地に関する情報は、不動産登記簿から収集するのが一般的であるから、本件個人情報を不動産登記簿から取得したという実施機関の説明に不合理な点は認めら

れない。

以上のことから、本件個人情報、適法に取得されたものであると判断する。

イ 目的外の内部利用（条例第10条第1項）及びそれに伴う権利侵害の禁止（条例第10条第2項）の該当性について

(ア) 条例第10条第1項では、「実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的のために、当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し・・・てはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」と規定し、第2項では、「実施機関は、・・・保有個人情報を目的外のために利用・・・するときは、当該保有個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。」と規定している。

(イ) 横浜市では、個人情報を取り扱う事務を開始しようとする場合は、市長に取り扱う個人情報等の届出を行い、市長は審議会にその旨を報告するものとされている。

本件個人情報を含む地権者の個人情報を取り扱う事務は、地区計画に関する事務として、平成15年度に市長への届出、審議会への報告がされ、実施機関は平成16年度から事務を開始している。

(ウ) 審議会に報告された地区計画に関する事務に係る「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の「事務の目的」欄には、「地区計画策定に向けた活動を行おうとしているまちづくり団体に対し、地権者に意向確認調査や各種の情報提供を行うための、地権者リストを提供する。また、地区計画策定の提案書を受理した後、地権者の賛同の状況を賛同率で評価するため、登記事項要約書と地元が行った最終意向確認を基に確認する。」と記載されていることから、地権者リストの利用目的は、まちづくり団体へ提供と地区計画案への地権者の賛同状況を確認するための使用であると認められる。

(エ) 前記(2)で述べたとおり、本件地権者リストは、実施機関内部において、本件地権者の賛同状況の評価・確認業務に使用されたことが認められるが、これは、上記利用目的の に当たるものと認められる。また、他の目的のために実施機関内部で利用されたことを示す事情は見受けられない。したがって、本件個人情報は、実施機関内部において、目的外のために利用されたものとはいえない。

ウ 保有の制限（条例第7条第2項）の該当性について

(ア) 条例第7条第1項では、「実施機関は、個人情報保有に当たっては、法令又は条例、規則その他の規程の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。」と規定し、第2項では、「実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定している。

(イ) 申立人は、地積情報が審議会に報告されていない場合、その利用停止を請求すると主張しており、これは、本件個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されていると主張しているものと解することができる。

(ウ) 審議会に報告された地区計画に関する事務に係る「個人情報を取り扱う事務開始届出書」によれば、当該事務において取り扱う個人情報として、氏名、住所及び経済状況に関する個人情報（財産・収入・支出）が挙げられていることが認められ、地積情報は個人の財産に関する情報に当たるものといえることから、本件個人情報は審議会に報告されている個人情報であると認められる。

(エ) また、本件個人情報は、現在も実施機関に保有されていることが認められるが、本件地区計画については、横浜国際港都建設計画地区計画の決定及び決定に伴う事務が完了しておらず、今後、本件個人情報を利用する可能性が全く無いとは言いきれない現時点において、実施機関が本件個人情報を継続して保有していることには妥当性があるものとする。

(オ) これらのことから、本件個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている状況にあるとはいえない。

以上のように、当審査会は、本件個人情報は、条例第43条第1項第1号に規定する利用の停止のいずれの要件にも該当しないと判断した。

(5) 提供の停止の要否（条例第43条第1項第2号該当性）について

次に、条例第43条第1項第2号に規定する提供の停止の要件の該当性について判断する。

条例第43条第1項本文及び同項第2号並びに第45条は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報が」「第10条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき」「に該当すると思料するときは・・・実施機関に対し、」「当該保有個人情報の提供の停止」の「措置を請求することができ」、「実施機関は・・・当該利用停止請求に理由があると認めるときは・・・当該利用停止請求に係る保有個人情報

の利用停止（提供の停止の措置）をしなければならない。・・・」と規定している。このため、目的外の外部提供（条例第10条第1項）及びそれに伴う権利侵害の禁止（条例第10条第2項）の該当性について判断する。

ア 条例第10条第1項では、「実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的のために、当該保有個人情報を・・・当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」と規定し、第2項では、「実施機関は、・・・保有個人情報を目的外のために・・・提供するときは、当該保有個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。」と規定している。

イ 前記(2)で述べたとおり、本件地権者リストは、実施機関から本件まちづくり団体へ提供されていたことが認められるが、本件まちづくり団体への提供は、前記(4)イ(ウ)で述べた地権者リストの利用目的の に当たるものと認められる。したがって、本件個人情報は、目的外のために実施機関以外のものに提供されたものとはいえない。

以上のように、当審査会は、本件個人情報は、条例第43条第1項第2号に規定する提供の停止の要件には該当しないと判断した。

(6) 申立人のその他の主張について

申立人は、個人情報の適正な保管をまちづくり団体に義務付ける措置がとられておらず、保管状況を確認するシステムにもなっていないため、個人情報漏えいの危険性があると主張している。

本件個人情報の提供の根拠規定であった旧要綱においては、第16条第1項で、「まちづくり活動団体等は、まちのルールづくり地権者情報提供事業により得た情報を申請したまちづくり活動以外に使用してはならない。」と規定され、同条第2項では、「前項に違反したまちづくり活動団体等は、違反した日から5日以内に、横浜市に地権者情報を返却しなければならない。また、当まちづくり活動団体等は、以後、当要綱による支援を受けることができない。」と規定されており、個人情報の適正な取扱いのための一定の使用制限が課せられていたことが認められる。

なお、平成17年10月から施行された横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）に基づく横浜市地域まちづくり支援制度要綱では、地権者情報の使用制限等（第15条第1項及び第2項）に加え、第5条第2項で、「地域まちづくり活動団体は、本制度により得た個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵

害の防止について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されており、この要綱の運用基準に基づき、現在においては、地権者情報の提供に当たり、「地権者情報受領書兼使用誓約書」をまちづくり団体から提出させるなど、個人情報の適正な管理を担保する措置がとられていることが認められる。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を非利用停止とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年8月3日	・実施機関から諮問書及び非利用停止理由説明書を受理
平成18年8月18日 (第28回第三部会)	・諮問の報告
平成18年8月22日 (第90回第二部会)	・諮問の報告 ・審議
平成18年8月24日 (第91回第一部会)	・諮問の報告
平成18年9月27日 (第92回第二部会)	・審議
平成18年11月8日 (第94回第二部会)	・審議
平成18年11月22日 (第95回第二部会)	・審議
平成18年12月12日 (第96回第二部会)	・審議
平成18年12月27日 (第97回第二部会)	・審議
平成19年1月15日 (第98回第二部会)	・審議
平成19年1月30日 (第99回第二部会)	・審議